

岐阜県人権施策推進指針

第二次改定

概要版

一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して



平成25年3月

岐阜県

指針改定の趣旨

岐阜県では、「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を目指して、「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進を重点対策の一つとして位置づけ、総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

しかしながら、地域社会におけるコミュニケーションの不足や人間関係の希薄化などにより、お互いに相手を思いやり、慈しむ心が薄れる傾向が見受けられ、学校でのいじめの問題、暴力・虐待の増加をはじめ、インターネットによる人権侵害などが顕著になってきており、依然として多くの課題があるのが現状です。

こうした社会情勢の変化に対応するため、県民の皆さまの御意見を反映し、これまでの取り組みを踏まえ、平成25年度から5年間の新たな指針を策定しました。



基本的な考え方

基本理念

「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを推進することを基本理念とします。

テーマ

一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して



重点対策

- (1) 「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進
- (2) 市町村の人権教育・人権啓発に関する施策の策定の促進
- (3) 人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取り組み、不断・普段の検証

指針の位置づけ

この指針は、本県の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。

指針の推進期間

この指針の推進期間は平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

分野別施策の推進

1 女性

- 1) 人権尊重意識の確立と擁護
- 2) 女性に対する暴力の根絶
- 3) 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消
- 4) 男女平等を基本とする教育・学習の充実



4 障がい者

- 1) 啓発・広報の充実
- 2) 障がい者の社会参加と就労の促進
- 3) 障がい者の相談支援体制の整備
- 4) 福祉のまちづくりの推進

5 同和問題

- 1) 教育・啓発の推進
- 2) えせ同和行為の根絶
- 3) 隣保館活動等の促進
- 4) 公正な採用選考について

2 子ども

- 1) 子どもの人権を尊重する啓発活動
- 2) 乳幼児期における子どもの人権尊重
- 3) 児童虐待予防と早期発見、早期対応の推進
- 4) 児童虐待等の被害者(児)への支援
- 5) たくましく生きる子どもをはぐくむ環境づくりの推進



6 外国人

- 1) 「将来の見える生活」(若年者)
- 2) 「自分で解決できる生活」(社会人)
- 3) 「地域で安心して暮らせる生活」
- 4) 「外国人が参画しやすい地域づくり」

3 高齢者

- 1) 予防施策
・健康・生きがい対策の推進
- 2) 介護施策
・介護人材の確保
・介護保険制度の円滑な実施の支援
- 3) 社会参加施策
・就業や社会参加の促進
- 4) 施策展開の環境づくり
・高齢者の権利擁護
・高齢社会に関する普及・啓発
・相談・情報提供体制の整備 等



7 インターネットによる人権侵害

- 1) インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進
- 2) インターネットに書き込まれた人権侵害への対応
- 3) 企業等への個人情報管理安全対策の啓発
- 4) 青少年の健全育成のための利用環境の整備促進

8 HIV感染者等

- 1) HIV感染者・エイズ患者
 - ・患者の人権の擁護及び個人情報の保護
 - ・偏見や差別の撤廃
 - ・個人を尊重した十分な説明と同意に基づく相談・検査の実施
- 2) ハンセン病患者等
 - ・偏見や差別の撤廃
 - ・入所者への支援

9 刑を終えて出所した人

- 1) 「社会を明るくする運動」等の啓発活動の推進



10 犯罪被害者等

- 1) 広報啓発活動
- 2) 相談体制の整備・充実
- 3) 精神的・経済的支援

11 性同一性障がい者等

- 1) 性的少数者の人々に対する理解を深めるための教育・啓発活動の実施



12 さまざまな人権問題

- 1) ホームレス
- 2) アイヌの人々
- 3) 北朝鮮当局による拉致問題
- 4) 人身取引
- 5) 東日本大震災に起因する人権問題
- 6) パワーハラスメントなど職場での人権問題
- 7) 個人情報の保護の問題

今後新たに生じる多様な人権問題にも対応し、啓発等の取り組みを行っていきます。

人権施策の総合的かつ効果的な推進

人権教育・人権啓発の推進

人権教育

(1) 学校教育

- ・「岐阜県人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進し、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりに取り組みます。
- ・人権教育における行動力の育成を図るための取り組みである「ひびきあいの日」を継続実施し、児童生徒及び教職員等の一層の人権感覚の向上を図るとともに、家庭・地域と連携した人権教育を推進します。



(2) 社会教育・生涯学習

- ・人権教育活動を効果あるものにするため、地域に密着した人権指導者の養成を推進します。
- ・社会教育施設や地域の団体、企業と相互連携・協力し、効果的な事業の推進を図ります。
- ・保護者の人権意識の高揚を図るため、社会人権学習資料の作成・配布など、家庭学習の充実等に努めます。

人権啓発

(1) 県民への啓発

- ・県民が人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、わかりやすく、親しみやすい啓発手法を工夫します。
- ・「岐阜県人権啓発センター」による人権啓発出前講座の実施など、人権啓発の充実に努めます。



(2) 企業等への啓発

- ・企業内の人権啓発リーダーの養成を目的とした研修会、講演会の実施や講師の派遣などの支援に努めます。
- ・公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、国等の関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

- ・行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員、マスメディア関係者は、個人情報保護や個人のプライバシーへの配慮など人権を尊重して職務を遂行する必要があり、それぞれの関係機関において研修等を推進します。

情報収集・提供の推進

- ・国や都道府県等の関係機関の人権に関する情報収集や情報共有に努め、県のホームページや広報紙の発行など効果のある情報提供に努めます。

県民、関係機関等との連携

県民との協働

- ・ 県民の皆さんの意見を聞き、今後の施策に反映します。
- ・ 国、市町村、関係団体、学校やその地域などと一体となって施策を推進するため、ネットワークの充実に努めます。

専門家、各種団体等との連携

- ・ 「岐阜県人権懇話会」や「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」、「岐阜県人権教育協議会」などと相互に連携を図り、企業における取り組みを支援して、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。



国・市町村との連携

- ・ 国(岐阜地方法務局)、市町村との連携・協力を一層強化して、様々な人権問題に対応します。
- ・ 地域の実情に応じた取り組みを行うことができるよう、市町村が実施する取り組みを支援します。

庁内の連携

- ・ 県における人権施策を推進するために、人権関係部局と連携・協力して個別の人権課題に対する迅速な対応に努めます。

マスメディア等の活用

マスメディアの多種多様な媒体や、ホームページなど県の広報媒体を効果的に活用して人権啓発活動を推進します。

進行管理及び見直し

- ・ 毎年、定期的に進行管理を実施し、その結果を反映して施策を推進します。
- ・ 期間内における具体的な施策に対する県民の意見、県民意識・社会情勢の変化による新たな視点での人権課題への対応等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなど、内容の充実に努めます。

岐阜県環境生活部人権施策推進課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-8250(直通)

ホームページ：<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/jinken/jinken-keihatsu/>

